

第1回大和川流域委員会 議事録

開催日時：平成 16 年 5 月 29 日(土)18:00～19:46

場 所：天王寺東映ホテル 2階 白鳥の間

1．決定事項

- (1) 第 1 回流域委員会は公開で行われることが決定した。
- (2) 委員長の職務を代理する委員は、規約第 5 条第 3 項に基づき、山下淳委員（同志社大学大学院総合政策科学研究科教授）が委員長より指名された。
- (3) 情報公開の方法（案）の内容について、提示資料の了承を得た。
情報公開の方法（案）の (2)(a)1)において「～公表できない資料（例えば、貴重種の生息場所が特定できる資料）などは配布しない。」とあるが、これは委員を含めたすべての方に資料を配付しないが、パワーポイントなどで見せることは構わない。との了解を得た。
- (4) 流域委員会の今後の進め方について、提示資料の了承を得た。

2．議事経緯

(1) 委員長の職務を代理する委員の指名

委員長の職務を代理する委員は、規約第 5 条第 3 項に基づき、山下淳委員（同志社大学大学院総合政策科学研究科教授）が委員長より指名された。

(2) 大和川流域委員会の情報公開の方法

- ・ 情報公開の方法(案)について説明が行われ、了承を得た。
- ・ 情報公開の方法(案)の (2)(a)1)において「～公表できない資料（例えば、貴重種の生息場所が特定できる資料）などは配布しない。」とあるが、これは「委員を含めたすべての方に資料を配付しないが、パワーポイントなどで見せることは構わない。」との了解を得た。

主な意見は以下のとおり。

一般傍聴者の発言及び資料提供等に関する記述を規約に入れた方がよいのではないかと。一般傍聴者の発言に関する記述は細かいので、規約第 7 条にあるように、情報公開の方法については規約とは別に定めるとしている。情報公開の原則は規約に含まれていると考える。さまざまな意見に対して委員会がどのような対応をするかはその都度、検討を行うことになる。

一般傍聴者の事前申し込みについて。他河川の流域委員会では会場収容人数を超えた時、受付時にもめたことがあったが、このようなことがないように配慮して欲しい。

(1)1)に記載のとおり、全ての希望者が傍聴出来るよう可能な限り配慮するということが原則である。準備会議では、事前申し込みを基本とし、申し込み数に見合う会場を確保し、収容人数以上の場合は申し込みをした方を優先するという結論に至った。

議事録への発言者の氏名の記載について、委員・河川管理者は記載されずに、一般の方・書面によるものは記載するというのは反対である。個人名という意味で同じレベルである。準備会議では、反対意見等特に発言者を明記すべき必要な発言は明記し、反対意見でなく

とも氏名の明記を希望する場合は氏名を明記するという結論に至った。

準備会議では、一般の方からの意見については、責任を持って発言して頂くためにも氏名を明記する必要があるだろうという議論が行われた。

議事録作成について、要約を庶務できちんと作成できれば問題ないが、詳細な議事録を出す方が公平でいいのではないか。

準備会議では、テープ起こしのような議事録を作成するよりは、まとめたものを作成する方が生産的である。また、議事録のボリュームが大きいと一般の方に読んでもらえないのではということから、不要であるという結論に至った。

(3) 大和川流域委員会の今後の進め方

河川管理者から、大和川流域委員会の今後の進め方、大和川の概要について説明が行われた。

主な意見は以下のとおり。

審議対象範囲は直轄管理区間となっているが、例えば佐保川の直轄管理区間は大和郡山市までで奈良市は入っていない。審議対象外の範囲も含めて議論の対象として欲しい。

奈良県管理区間の工事をする、しないを委員会で決めて、整備計画に記載することはできない。ただし、直轄管理区間の計画を作成するにあたって必要な事項である場合には議論の対象となることはある。水質の問題などは直轄管理区間だけの議論では難しいため、奈良県管理区間も含めて議論をすることはありうろと考えている。

今後の進め方の図によると、流域委員会では河川整備計画原案の前段階である河川整備基本方針の議論をするという理解をしているが、奈良県の上流区間などは原案の作成が終わり、近畿地方整備局の認可済みの区間がある。これはどう理解すればよいか。

河川整備基本方針は議論の対象ではない。実際に改修するにあたっては国が上下流の調整をしながら改修を進めていく。

20～30年間の河川整備の内容を示す河川整備計画の原案に対して意見を述べることを任務とし、基本方針そのものに関しては今回の任務外である。

工事実施基本計画はどういうものであるのか参考として公開することはできるのか。また、委員会で議論するのは、整備計画の工事の場所・量を決定するものなのか、抽象的な努力目標のようなものになるのか。

河川整備基本方針自体はまだないため、河川法改正時に工事実施基本計画の一部の部分の名前を変更したようなものとなる。治水に関する議論のときにお見せすることになると思う。

工事の場所・量については、行政的なこともあり抽象的なものになるかもしれない。ケースバイケースとなると思う。

(4) その他

庶務より、次回の流域委員会の日程は後日調整することが説明された。

一般傍聴者からの意見は以下のとおり。

県の改修計画は10年に1回の洪水を対象にしている。既に国の直轄区間の流量はそれを受けだけの流量があるのではないか。それならば、県の改修計画と国の改修計画が違っているため、既に県の改修計画のままであれば、国の改修計画は必要ないのではないか。逆に言えば、実態に合わせた県の改修計画をランクアップして欲しい。このようなことを流域委員会で議論して県側にも言って欲しい。（一般傍聴者 河田耕作）

治水の時にもまた説明をするが、昭和57年洪水程度を目標にして、奈良県側も含めて改修を進めており、直轄でも計画規模の河道が出来ているわけではない。当面の目標と言うことで改修を進めている。

昭和57年8月洪水における、実際の流量を公表して欲しい。（一般傍聴者 河田耕作）

洪水時のピーク流量を必ずしも計測することは出来ないので誤差があるが、柏原で2,500m³/s程度となっている。

高規格堤防をなぜ認めたのか。改修を放棄したということか。（一般傍聴者 河田耕作）

治水論の具体的なところでいろいろ議論をしていきたい。

以上

庶務追記(H16.11.30)

第2回流域委員会において一般傍聴者から第1回流域委員会議事録における一般傍聴者の意見内容について確認の要望がありましたので再度確認を行い、下線部のとおり修正致しました。

第3回流域委員会配付資料「その他資料」参照。